

証券コード：4119

平成28年6月10日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町三丁目20番地

**日本ピグメント株式会社**

取締役社長 加藤 龍 巳

## 第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分（当社の営業終了時間となります）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目4番1号

世界貿易センタービル38階 スカイホール「マリーン」

（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

### 3. 株主総会の目的である事項

報告事項 1. 第80期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件

2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金および弔慰金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

以 上

---

### (お願い)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

### (お知らせ)

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.pigment.co.jp/>) に掲載しておりますので本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、当社ウェブサイト (<http://www.pigment.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 添付書類

## 事業報告（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

## 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過およびその成果

## ① 全般的な営業の概況

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済政策、日銀の金融政策を背景とする企業業績の上振れ期待や、雇用情勢の回復もあり、概ね緩やかな回復基調で推移しました。一方、円安による物価上昇などにより個人消費は回復には至っておらず、製造業を中心に中国経済減速の影響もあり、全体としては力強さに欠ける展開となりました。

このようななか当社グループにおいては、国内販売は、自動車産業向けで底堅さがうかがえたものの、中国経済減速等の影響から、全体としては想定を下回ることとなりました。また、東南アジア地区は域内全体で景気減速が広がり、各拠点で受注が伸び悩みました。

このような結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は41,041百万円（前期比6.9%減）、経常利益は275百万円（前期比14.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は147百万円（前期比32.3%減）となりました。

## ② 企業集団のセグメント別の状況

当社グループのセグメント業績は次のとおりであります。

## 日本

日本は、国内景気の緩やかな回復により秋口からは持ち直し傾向となりましたが、中国経済の減速や個人消費の回復の遅れ等を背景に厳しさの残る展開となりました。

部門別の概況として樹脂コンパウンド部門は、自動車産業向けエンジニアリングプラスチック、建材産業向けの一部が比較的底堅く推移致しましたが、中国経済減速の影響を払拭するまでには至らず、厳しさの残る結果となりました。樹脂用着色剤部門は、国内需要が伸び悩むなか、一部の自動車産業向けやトイレタリー関連が比較的堅調に推移し、家電産業向けフィルムも回復傾向となりましたが、上期の想定外の落込みを取り戻すまでには至らない結果となりました。

加工カラー部門は、一部の自動車産業向け、建材産業向けおよび液体分散体は比較的堅調に推移しましたが、想定までには至りませんでした。

この結果、当連結会計年度の売上高は23,814百万円（前期比1.3%減）となりましたが、営業利益としては117百万円（前期営業損失991千円）となりました。

## 東南アジア

東南アジアは、中国経済減速の影響等で域内全体に景気減速が広がり、各拠点で受注が伸び悩みました。当連結会計年度の売上高は16,200百万円（前期比13.1%減）、営業利益は179百万円（前期比26.2%減）となりました。

## その他

その他は、中国経済減速の影響から日系自動車関連の受注が伸び悩み、当連結会計年度の売上高が1,026百万円（前期比22.4%減）、営業損失は10百万円（前期営業利益346千円）となりました。

## (2) 対処すべき課題

当社グループでは、2016年3月に中期経営計画「Challenge2020」ーボーダレス化への再編と新生へのステップーを公表致しました。2016年から2020年の5年間を「次世代の柱を確立し、持続的成長への土台を固める5年」としており、3つの基本方針「①次世代に向けた戦略の舵取り」「②経営基盤の強化」「③ブランド価値向上」を掲げ推進してまいります。なお、中期経営計画には、資本効率の向上を目指して経営指標とした、ROE、配当性向の目標値を設定しております。

中期経営計画の基本方針に基づき以下の課題に取り組んでまいります。

### 注視する課題

#### 《収益力強化》

- ・収益を重視した適正な生産体制の構築
- ・自社製品の拡販
- ・国内外一体の販売強化
- ・分野別の販売チーム体制の構築
- ・機能性カラー分野の資源投入による拡販
- ・ブランド価値向上

#### 《国内外生産体制再構築》

- ・生産拠点の集約・再編
- ・拠点毎の生産品特化
- ・省力化
- ・品質向上

### 《グローバル化推進》

- ・顧客の海外移管を綿密にフォロー
- ・国内外一体の販売強化
- ・ローカル人材育成・活用
- ・機能性カラー分野の拡販
- ・提携等でのフィー収入

当社グループを取り巻く環境は、厳しい状況が続きますが、新たに策定した「中期経営計画」を目標に経営基盤を充実させていく所存です。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 重要な設備投資等および資金調達の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、547百万円でした。設備投資の内容は、樹脂コンパウンド、樹脂用着色剤の加工設備を中心に行いました。なお、所要資金は自己資金および銀行借入金で充当いたしました。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

##### ①企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 77 期 (平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで)	第 78 期 (平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで)	第 79 期 (平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで)	第 80 期 (当連結会計年度) (平成27年 4月 1日から 平成28年 3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	40,297	42,007	44,096	41,041
経 常 利 益 (百万円)	590	647	239	275
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	135	536	218	147
1株当たり当期純利益	8円65銭	34円17銭	13円89銭	9円40銭
純 資 産 (百万円)	10,433	11,414	12,681	11,922
総 資 産 (百万円)	24,208	25,513	27,285	26,354

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）により算出しております。  
 2. 第77期は海外経済の減速の影響等により業績が伸び悩んだほか、連結子会社の解散に伴う損失を特別損失に計上したこともあり親会社株主に帰属する当期純利益が減少しました。  
 3. 第78期は特別利益として固定資産売却益を計上しました。  
 4. 第79期は為替の影響等もあり増収となりましたが販売構成の悪化により減益となりました。  
 5. 第80期は海外では取扱数量の減少により減収減益となりましたが、国内では取扱数量の増加と経費削減の効果もあり全体としては減収増益となりました。

##### ②当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 77 期 (平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで)	第 78 期 (平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで)	第 79 期 (平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで)	第 80 期 (当事業年度) (平成27年 4月 1日から 平成28年 3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	23,474	23,422	24,330	24,003
経 常 利 益 (百万円)	442	440	345	345
当期純利益 (百万円)	202	439	385	285
1株当たり当期純利益	12円88銭	28円00銭	24円51銭	18円16銭
純 資 産 (百万円)	7,543	8,014	8,717	8,758
総 資 産 (百万円)	17,303	17,288	18,497	18,538

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）により算出しております。  
 2. 第77期は海外経済の減速の影響等により業績が伸び悩んだほか、子会社の解散に伴う損失を特別損失に計上したこともあり当期純利益が減少しました。  
 3. 第78期は自動車・建材産業向けが堅調に推移しました。  
 4. 第79期は樹脂コンパウンド部門は比較的堅調に推移しましたが、樹脂用着色剤の販売の伸び悩みにより増収減益となりました。  
 5. 第80期は受託品の取扱数量の増加による販売構成の変動により減収となりました。

**(5) 重要な親会社および子会社の状況**

①親会社の状況

親会社に該当するものではありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
東京ピグメント株式会社	100,000千円	100.0%	樹脂コンパウンド
名古屋ピグメント株式会社	100,000	100.0	〃
大阪ピグメント株式会社	100,000	100.0	〃
ニッピ化成株式会社	50,000	100.0	加工カラー、樹脂用着色剤
Nippon Pigment(S)Pte.Ltd.	13,500千 <sup>シンガポール</sup> ドル	100.0	樹脂コンパウンド
天津碧美特工程塑料有限公司	4,000千 <sup>US</sup> ドル	75.0	〃

(注) 東京ピグメント株式会社、名古屋ピグメント株式会社、大阪ピグメント株式会社の3社は、平成28年2月29日付で減資を行い、資本金が290,000千円から100,000千円に減少しております。

**(6) 主要な事業内容** (平成28年3月31日現在)

当社グループは主に下記の製品の製造、販売を行っております。

- 樹脂コンパウンド……………プラスチック成形用材料
- 樹脂用着色剤……………プラスチック用着色剤
- 加工カラー……………塩化ビニール着色剤等
- ピグメントカラー……………塗料用、印刷インキ用等

**(7) 企業集団の主要拠点等** (平成28年3月31日現在)

当社本社 東京都千代田区

営業拠点 東京(東京都)、大阪(大阪府)、名古屋(愛知県)

国内生産拠点 埼玉川本工場(埼玉県)、大阪工場(大阪府)、  
東京ピグメント(株)(埼玉県)、ニッピ化成(株)(埼玉県)  
名古屋ピグメント(株)(愛知県)、大阪ピグメント(株)(奈良県)

海外拠点 Nippon Pigment(S)Pte.Ltd.(シンガポール)、Nippon Pigment(M)Sdn.Bhd.  
[Head Office and Shah Alam Plant]、[Penang Plant](マレーシア)、  
P.T.Nippisun Indonesia(インドネシア)、天津碧美特工程塑料有限公司(中国)、  
NPK Co.,Ltd.(韓国)、上海新素材特種聚合物有限公司(中国)

## (8) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

### ①企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
男 性	826名	42名 (増)
女 性	123名	6名 (増)
合 計	949名	48名 (増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 従業員数には臨時従業員 (208名) は含んでおりません。

### ②当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	190名	1名 (減)	43.0歳	18.9年
女 性	32名	0名	37.0歳	15.0年
合 計 又 は 平 均	222名	1名 (減)	42.2歳	18.4年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 従業員数には出向社員 (47名) および臨時従業員 (69名) は含んでおりません。

## (9) 主要な借入先 (平成28年3月31日現在)

借 入 先	期 末 借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,844百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,080
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	593
株 式 会 社 十 六 銀 行	451
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	340

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,758,994株（うち自己株式53,754株）
- (3) 株主数 2,071名

### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本ピグメント取引先持株会	1,417千株	9.03%
株式会社みずほ銀行	780	4.97
株式会社十六銀行	698	4.45
日本化薬株式会社	519	3.31
東京海上日動火災保険株式会社	492	3.14
株式会社資生堂	491	3.13
三井住友信託銀行株式会社	438	2.79
東レ株式会社	358	2.28
長瀬産業株式会社	326	2.08
田中洋二	300	1.91

(注) 上記持株比率については、自己株式を控除した発行済株式の総数により算出しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

会社における地位および担当		氏名	重要な兼職の状況
(代表取締役) 取締役社長	経営全般・内部監査室・購買部担当	加藤 龍 巳	
常務取締役	経営管理本部・総務部・経理部・海外事業管掌、 法務コンプライアンス統括室担当	井手 讓 司	
取締役	経営管理本部長、海外事業・品質保証室担当	平岡 正 彦	
取締役	生産本部長	武田 聡	
取締役	経理部長、総務部・システム部担当	今井 信 一	
取締役	営業本部長兼営業管理部長、 樹脂コンパウンド統括部・機能性カラー統括部担当	宮本 康 弘	ニッピ化成株式会社 代表取締役
取締役	開発本部長	綾 義 弘	
取締役		鈴木 道 弘	
常勤監査役		植村 俊 広	
常勤監査役		三輪 幸 一	
監査役		原田 尚 知	
監査役		鈴木 仁	鈴木仁法律事務所 所長

(注) 1. 鈴木道弘氏は社外取締役であります。

2. 原田尚知氏ならびに鈴木仁氏の2名は社外監査役であります。

3. 監査役三輪幸一氏、原田尚知氏ならびに鈴木仁氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・三輪幸一氏は当社の経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ・原田尚知氏は、金融機関での在籍ならびに他社での企業経営者としての経験もあり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ・鈴木仁氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当事業年度中において退任した役員は以下のとおりであります。

- ・常勤監査役 柳葉 仁氏 平成27年6月26日 任期満了により退任
- ・社外監査役 鈴木道弘氏 平成27年6月26日 任期満了により退任し、同日付で当社取締役に就任致しました。

- ・社外監査役 故古内眞也氏 平成27年12月10日 逝去により退任  
 なお、同氏の退任時の会社における地位および担当、ならびに重要な兼職の状況等は以下のとおりです。  
 同氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

会社における地位および担当	氏 名	重要な兼職の状況
監 査 役	古 内 眞 也	古内法律事務所所長

また、同日付で鈴木仁氏が社外監査役に就任致しました。なお同氏は平成27年6月26日開催の当社第79回定時株主総会において、補欠監査役に選任されており社外監査役としての要件を満たしております。

5. 当事業年度中における役員の担当の異動

平成27年6月26日に主な役員の担当を以下のとおり変更しております。

氏名及び地位	新 担 当	旧 担 当
取締役社長 加藤龍巳	経営全般・内部監査室・購買部担当	経営全般・内部監査室・購買部・ 韓国事業担当
常務取締役 井手讓司	経営管理本部・総務部・経理部・ 海外事業管掌、 法務コンプライアンス統括室担当	経営管理本部・ 法務コンプライアンス統括室・品質保証室・ 東南アジア担当
取締役 取平岡正彦	経営管理本部長、海外事業・品質保証室担当	営業本部長兼営業管理部長、 樹脂コンパウンド統括部・ 機能性カラー統括部・中国事業担当 〈重要な兼職の状況〉 ニッピ化成株式会社代表取締役
取締役 宮本康弘	営業本部長兼営業管理部長、 樹脂コンパウンド統括部・ 機能性カラー統括部担当 〈重要な兼職の状況〉 ニッピ化成株式会社代表取締役	営業本部副本部長 〈重要な兼職の状況〉 大阪ピグメント株式会社代表取締役 名古屋ピグメント株式会社代表取締役

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 8名 110百万円  
 監査役 7名 39百万円  
 役員合計15名 149百万円（うち社外4名12百万円）

(注) 1. 上記金額には、取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

2. 上記報酬等の額には、当事業年度に役員退職慰労引当金繰入額として費用計上した19百万円（取締役8名 14百万円、監査役5名 5百万円（うち社外4名 1百万円））および当事業年度に退任した役員に対する役員退職慰労金として費用計上した424千円（監査役2名 424千円（うち社外1名 134千円））を含んでおります。

3. 監査役7名には当事業年度中に退任した監査役3名が含まれております。

4. 上記社外役員の報酬等の額に関する記載について、社外役員より意見はありませんでした。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役鈴木道弘氏、監査役原田尚知氏および監査役鈴木仁氏、それぞれ間に会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、また、当社と監査役故古内眞也氏間に会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しておりました。その契約内容の概要は以下のとおりであります。

#### ・取締役鈴木道弘氏との締結内容

「社外取締役の会社法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、これを超える部分について、当社は社外取締役を当然に免責するものとする。」

#### ・監査役原田尚知氏、監査役鈴木仁氏および監査役故古内眞也氏との締結内容

「社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、これを超える部分について、当社は社外監査役を当然に免責するものとする。」

### (4) 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役鈴木仁氏の重要な兼職状況：鈴木仁法律事務所所長

監査役故古内眞也氏の重要な兼職状況：古内法律事務所所長

上記各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

#### ②当該事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況は以下のとおりであります。

- ・取締役鈴木道弘氏：平成27年6月26日当社取締役就任後、取締役会10回のすべてに出席し、金融機関や他企業での豊富な経験と幅広い見識から当社の経営に関し適宜意見を述べております。
- ・監査役原田尚知氏：平成27年6月26日当社監査役就任後、取締役会10回のすべて、および監査役会8回のすべてに出席し、金融機関における豊富な経験、企業経営者としての経験から、適宜発言を行っております。
- ・監査役鈴木仁氏：平成27年12月10日当社監査役就任後、取締役会4回のすべて、および監査役会3回のすべてに出席し、弁護士としての専門的な見地から、適宜発言を行っております。
- ・監査役故古内眞也氏：平成27年12月10日逝去による当社監査役退任まで、取締役会9回のすべて、および監査役会9回のすべてに出席し、弁護士としての専門的な見地から、適宜発言を行っております。

### ③独立役員の指定状況

取締役鈴木道弘氏、監査役原田尚知氏および監査役鈴木仁氏の3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

### ④当社の独立性判断基準は本招集ご通知の参考書類「第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件」に記載しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

聖橋監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、生産性向上設備投資計画の申請に対する事前確認手続きについての対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Nippon Pigment(S)Pte.Ltd.、天津碧美特工程塑料有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の法定監査を受けております。
4. 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由  
監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬額の見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意致しました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、および公序良俗に反する行為があったと判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6.業務の適正を確保するための体制（平成28年3月31日現在）

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制（いわゆる内部統制システム）について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### I. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループの全ての役職員が遵守すべき基本的な内部規範として「日本ピグメントグループ行動規範」を定めるとともに、「コンプライアンスの基本方針」を定め、コンプライアンスの徹底に努める。
- ②当社は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス制度を統括させるとともに、法務コンプライアンス統括室を設置し、内部統制体制のモニタリングおよびコンプライアンス体制の推進を図る。社長は、コンプライアンス管理の実施状況について取締役会および監査役に報告を行う。
- ③当社グループにおける法令・諸規則および諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報制度を設ける。
- ④当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした姿勢で組織的に取り組み、不当要求事案等が発生した場合は警察等関連機関とも連携して対処する。

### II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、当社の社内規程に従い、その保存媒体に応じ遺漏なきよう十分な注意をもって保存・管理を行う。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

### III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、各担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスクの状況の監視および全社的対応は、リスク管理規程、災害対策規程に基づき総務部が行うものとする。緊急事態が発生し、必要と認められた場合には緊急対策本部を設置し対応する。

### IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、当社グループの取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成のために各部門の具体的目標および効率的な達成の方法を定め、IT等を活用して定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

## V. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社および子会社からなるグループ全体の内部統制システム構築のため、社長を委員長とする内部統制対応プロジェクト委員会を設置し、グループ全体での取り組みを推進する体制を整備する。
- ②当社と子会社との間で締結される「経営管理契約」ならびに当社が定める「国内子会社経営管理運営細則」および「海外子会社経営管理運営細則」において、当社子会社に対し、子会社の経営状況について当社への定期的な報告を義務づけるとともに、子会社において発生した経営上の重要な事象について当社への都度の報告を義務づける。
- ③コンプライアンス委員会ならびに業務監査委員会は、グループ全体の業務の適正を確保するため、それぞれ法務コンプライアンス統括室および内部監査室を指揮し、当社グループ各社の社長ならびに担当窓口と連携して、グループ全体の業務の適正確保に努める。

## VI. 監査役の職務を補助する使用人等に関する事項

- ①内部監査室長は、監査計画の作成および監査実施にあたり、監査役および会計監査人との意見交換を図り、効率的な監査の実施に努めるとともに、監査役が準委員として参画する業務監査委員会を補佐し、同委員会に対し監査報告を行う。
- ②監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。
- ③内部監査室の職員の評価および異動については、事前に監査役会の意見を徴し、これを尊重するものとする。

## VII. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループの取締役または使用人は、当社の監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項をすみやかに報告する。
- ②監査役は、当社グループの内部監査制度を統括する社長直轄の組織である業務監査委員会の準委員として、内部監査室長から社内各部署の監査報告を受ける。また、監査役は、取締役会ならびに経営会議に常時出席する。
- ③当社グループの取締役および使用人は、当社の監査役の求めに応じて、その職務の執行に関する事項の説明を行う。
- ④代表取締役社長と監査役会の定期的な意見交換の場を設ける。
- ⑤当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

⑥当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(注) 「6.業務の適正を確保するための体制」は平成27年の会社法改正の内容に基づき平成27年5月11日開催の取締役会において一部改定を決議しており、上記は改定後の内容となっています。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### I. コンプライアンス

当社は「コンプライアンスの基本方針」に基づき、取締役会が設置したコンプライアンス委員会を四半期毎に開催しました。また、従業員に対してはコンプライアンス職場研修を定期的を実施し、平成27年度は契約責任、人権の尊重・差別の防止・ダイバーシティの考え方、就業規則の遵守などについての研修を行いました。また、当社グループCSRガイドラインに基づきCSR推進協議会を年2回開催し「倫理」「労務」の年度目標および「環境」「安全衛生」の年度計画の上程および活動状況の報告などをしております。

### II. リスク管理

リスク管理規程に基づき年一回主管部署によりリスクの洗い出しを行い経営会議において報告を行っております。

### III. グループ会社経営管理

国内および海外の子会社が重要事項を決定する場合は、子会社稟議決裁基準に基づき、当社の取締役会または経営会議（または取締役）において事前に承認をしております。また、子会社経営管理運営細則に基づき、各四半期における各子会社の社内監査の実施状況およびその結果ならびにリスク管理等の報告を受けております。

### IV. 監査役会

監査役会は本年度は12回開催され、監査役相互の情報交換を行うとともに、常勤監査役が実施した当社および国内外子会社の監査内容および結果について報告を行っております。また業務執行取締役、会計監査人ならびに内部監査室との面談を行い、業務執行、会計監査ならびに内部監査の実施等について情報収集を行っております。また、監査役は「取締役会」のほか「経営会議」「コンプライアンス委員会」「業務監査委員会」等の重要な機関の協議の場に参加し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

---

本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満を切り捨てして、比率は表示単位未満を四捨五入して記載しております。



# 連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>13,264,610</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>10,738,419</b>
現金及び預金	2,265,804	支払手形及び買掛金	5,563,714
受取手形及び売掛金	6,480,018	短期借入金	4,082,729
製 品	1,940,913	未払法人税等	58,610
原材料及び貯蔵品	1,967,548	賞与引当金	193,198
繰延税金資産	156,265	そ の 他	840,166
そ の 他	454,933	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,693,769</b>
貸倒引当金	△873	長期借入金	2,490,150
<b>固 定 資 産</b>	<b>13,089,940</b>	繰延税金負債	677,339
有形固定資産	8,286,549	役員退職慰労引当金	84,791
建物及び構築物	2,786,246	退職給付に係る負債	441,488
機械装置及び運搬具	1,556,918	<b>負 債 合 計</b>	<b>14,432,188</b>
工具、器具及び備品	105,332	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
土 地	3,625,999	<b>株 主 資 本</b>	<b>10,638,942</b>
建設仮勘定	212,053	資 本 金	1,481,159
無形固定資産	33,744	資 本 剰 余 金	1,047,700
借 地 権	7,631	利 益 剰 余 金	8,126,158
そ の 他	26,113	自 己 株 式	△16,076
投資その他の資産	4,769,646	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>367,078</b>
投資有価証券	4,249,939	その他有価証券評価差額金	956,886
長期貸付金	1,825	為替換算調整勘定	△239,139
繰延税金資産	246,173	退職給付に係る調整累計額	△350,668
そ の 他	285,572	<b>非支配株主持分</b>	<b>916,341</b>
貸倒引当金	△13,865	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>11,922,362</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>26,354,551</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>26,354,551</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		41,041,918
売 上 原 価		37,817,936
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>3,223,982</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,937,500
<b>営 業 利 益</b>		<b>286,481</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	78,945	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	28,126	
受 取 保 険 金	37,700	
そ の 他	67,548	212,321
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	100,975	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	44,126	
為 替 差 損	29,525	
そ の 他	48,931	223,559
<b>経 常 利 益</b>		<b>275,243</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5,108	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	37,773	42,882
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	1,692	1,692
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>316,433</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	118,316	
法 人 税 等 調 整 額	26,991	145,308
当 期 純 利 益		171,125
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		23,346
<b>親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益</b>		<b>147,779</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	1,481,159	1,047,700	8,104,031	△15,799	10,617,091
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△125,651		△125,651
親会社株主に帰属する当期純利益			147,779		147,779
自己株式の取得				△277	△277
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	22,127	△277	21,850
平成28年3月31日残高	1,481,159	1,047,700	8,126,158	△16,076	10,638,942

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成27年4月1日残高	1,074,953	220,757	△162,153	1,133,557	931,339	12,681,988
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△125,651
親会社株主に帰属する当期純利益						147,779
自己株式の取得						△277
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	△118,066	△459,896	△188,515	△766,479	△14,997	△781,476
連結会計年度中の変動額合計	△118,066	△459,896	△188,515	△766,479	△14,997	△759,626
平成28年3月31日残高	956,886	△239,139	△350,668	367,078	916,341	11,922,362

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,798,027</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,823,409</b>
現金及び預金	1,135,067	支払手形	69,568
受取手形	274,427	買掛金	3,510,145
売掛金	4,314,633	短期借入金	1,340,000
製品	1,190,520	1年内返済予定の長期借入金	1,050,458
原材料及び貯蔵品	632,623	未払金	482,079
前払費用	6,847	未払消費税等	22,831
短期貸付金	45,000	未払法人税等	33,598
繰延税金資産	119,657	未払費用	125,018
その他	79,823	預り金	16,938
貸倒引当金	△573	賞与引当金	126,752
		その他	46,017
<b>固定資産</b>	<b>10,740,618</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,956,465</b>
有形固定資産	4,297,134	長期借入金	2,241,631
建物	1,093,795	繰延税金負債	630,043
構築物	24,678	役員退職慰労引当金	84,791
機械及び装置	441,688	<b>負債合計</b>	<b>9,779,874</b>
車両運搬具	10,837	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	44,702	<b>株主資本</b>	<b>7,802,165</b>
土地	2,595,973	資本金	1,481,159
建設仮勘定	85,458	資本剰余金	1,047,700
無形固定資産	20,442	資本準備金	1,047,700
投資その他の資産	6,423,041	利益剰余金	5,289,382
投資有価証券	2,647,918	利益準備金	277,800
関係会社株式	3,072,801	その他利益剰余金	5,011,582
関係会社出資金	161,536	固定資産圧縮積立金	301,427
長期貸付金	1,125	別途積立金	3,870,000
前払年金費用	347,853	繰越利益剰余金	840,155
その他	205,670	自己株式	△16,076
貸倒引当金	△13,865	<b>評価・換算差額等</b>	<b>956,605</b>
		その他有価証券評価差額金	956,605
<b>資産合計</b>	<b>18,538,646</b>	<b>純資産合計</b>	<b>8,758,771</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>18,538,646</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		24,003,539
売上原価		21,824,275
<b>売上総利益</b>		<b>2,179,263</b>
販売費及び一般管理費		2,149,770
<b>営業利益</b>		<b>29,492</b>
営業外収益		
受取利息	795	
受取配当金	94,231	
その他	359,716	454,743
営業外費用		
支払利息	71,913	
その他	66,667	138,581
<b>経常利益</b>		<b>345,654</b>
特別利益		
固定資産売却益	105	
投資有価証券売却益	37,773	37,879
特別損失		
固定資産除売却損	226	
関係会社出資金評価損	15,691	15,918
<b>税引前当期純利益</b>		<b>367,615</b>
法人税、住民税及び事業税	50,000	
法人税等調整額	32,254	82,254
<b>当期純利益</b>		<b>285,360</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集  
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成27年4月1日残高	1,481,159	1,047,700	1,047,700
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
固定資産圧縮積立金の取崩			
税率変更による積立金の調整額			
別途積立金の積立			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
平成28年3月31日残高	1,481,159	1,047,700	1,047,700

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金計 合 計
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
平成27年4月1日残高	277,800	320,557	3,770,000	761,316	5,129,674
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△125,651	△125,651
当期純利益				285,360	285,360
自己株式の取得					
固定資産圧縮積立金の取崩		△19,950		19,950	—
税率変更による 積立金の調整額		820		△820	—
別途積立金の積立			100,000	△100,000	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					
事業年度中の変動額合計	—	△19,129	100,000	78,838	159,708
平成28年3月31日残高	277,800	301,427	3,870,000	840,155	5,289,382

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額 金	評価・換算 差額等合計	
平成27年4月1日残高	△15,799	7,642,734	1,074,757	1,074,757	8,717,492
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△125,651			△125,651
当期純利益		285,360			285,360
自己株式の取得	△277	△277			△277
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
税率変更による 積立金の調整額		—			—
別途積立金の積立		—			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変 動額(純額)			△118,152	△118,152	△118,152
事業年度中の変動額合計	△277	159,431	△118,152	△118,152	41,278
平成28年3月31日残高	△16,076	7,802,165	956,605	956,605	8,758,771

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

日本ピグメント株式会社  
取締役会 御中

聖橋監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	平山 昇	Ⓢ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	倉見 義弘	Ⓢ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松浦 大樹	Ⓢ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ピグメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ピグメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

日本ピグメント株式会社  
取締役会 御中

聖橋監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	平山 昇	㊟
指定社員 業務執行社員	公認会計士	倉見 義弘	㊟
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松浦 大樹	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ピグメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 聖橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 聖橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月26日

日本ピグメント株式会社 監査役会

常勤監査役 植村俊広 ⑩

常勤監査役 三輪幸一 ⑩

監査役  
(社外監査役) 原田尚知 ⑩

監査役  
(社外監査役) 鈴木 仁 ⑩

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への安定配当の継続を基本として、当期と今後の業績および経営基盤強化のための内部留保を勘案して配当を行うこととしております。

平成28年3月期につきましては、国内での販売は、中国経済減速の影響や個人消費回復の遅れ等を背景に厳しさの残る展開となり、東南アジア子会社についても中国経済減速等の影響が大きく、先行きも非常に不透明であることから、その他の剰余金の処分および当期の期末配当金は、当面の業績の見通し、財務体質等を総合的に勘案したうえで、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. その他の剰余金の処分に関する事項
  - (1) 増加する剰余金の項目およびその額  
別途積立金 200,000,000円
  - (2) 減少する剰余金の項目およびその額  
繰越利益剰余金 200,000,000円
2. 期末配当に関する事項
  - (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
  - (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、78,526,200円となります。
  - (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能になりました。取締役会の監督機能の強化、社外取締役の更なる活用による経営の透明性・公正性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、これに伴い必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 今後の事業展開に鑑み、当社の事業目的について追加および表現の修正を行うものであります。
- (3) 資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第33条として新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条を削除するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款の変更は本總會終結の時に効力が発生するものとします。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略) (目的)	第1条 (現行どおり) (目的)
第2条 当会社は下記の業務を営むことを目的とする。	第2条 当会社は下記の業務を営むことを目的とする。
(1) <u>ピグメントカラー(印刷インキ、塗料、合成樹脂、ゴム、繊維等の着色剤)の製造販売</u>	(1) <u>各種樹脂、ゴム、繊維等の着色剤の製造および販売</u>
(2) <u>工業薬品、合成樹脂加工機械、食料品、衣料品、木材、日用品雑貨の輸出入および販売</u>	(2) <u>各種樹脂の加工および販売</u>
	(3) <u>各種着色剤の製造および販売</u>
	(4) <u>各種インキ、塗料とそれら関連材料の製造および販売</u>
	(5) <u>各種樹脂、工業薬品および化学薬品の製造および販売</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設) (新設)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p><u>(3) (条文省略)</u></p> <p>第3条 (条文省略) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (条文省略) <u>(自己株式の取得)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第12条 (条文省略) 第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第20条 <u>当社には15名以内の取締役を置く。</u></p>	<p>(6) <u>樹脂用加工機械およびその付属品の販売</u> (7) <u>コンピューターソフトウェアの作成、販売</u> (8) <u>食料品、衣料品、木材、日用品雑貨の輸出入および販売</u> (9) <u>不動産関連事業</u> (10) <u>労働者派遣事業</u> (11) (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第11条 (現行どおり) 第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 <u>当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。 (新設)</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(<u>役付取締役</u>) 第23条 <u>取締役会の決議により取締役の中より社長1名を選定する。</u></p> <p>2. <u>前項のほか会長1名、副社長、専務取締役、常務取締役および相談役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>(選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2. <u>前項の規定による取締役の選任は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>と、<u>監査等委員である取締役とを区別して行う。</u></p> <p>3. (現行どおり) 4. (現行どおり)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>については、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査等委員である取締役については、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(<u>代表取締役および役付取締役</u>) 第22条 <u>取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>3. <u>社長は代表取締役とする。社長のほか取締役会の決議により前項の役付取締役の全部または一部を代表取締役に選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会決議の省略)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会決議の省略)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会決議をもって同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条～第29条（条文省略）</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第30条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して株主総会の決議によって定めるものとする。</u></p> <p>第28条～第29条（現行どおり）</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u>  第35条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任限定契約)</u>  第36条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規則)</u>  第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第39条～第40条 (条文省略)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第33条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第34条～第35条 (現行どおり)</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い取締役全員（8名）が本総会終結の時をもって任期満了となります。そのため、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

各候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	かとう たつみ 加藤 龍巳 (昭和27年9月4日生)	昭和51年4月 当社入社 平成17年6月 取締役生産本部副本部長兼大阪工場長 平成20年6月 取締役生産本部副本部長兼埼玉川本工場長 平成21年5月 取締役営業本部長 平成23年6月 常務取締役営業本部長、開発本部担当・生産本部管掌 平成24年6月 代表取締役常務取締役営業本部長、開発本部担当・生産本部管掌 平成25年6月 代表取締役社長(現)	27,000株
2	い で じょう じ 井手 譲司 (昭和29年3月16日生)	昭和52年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成14年2月 同行管理部長 同年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行管理部長 平成17年6月 当社取締役法務担当 平成23年5月 取締役経営管理本部長、法務担当 平成25年6月 常務取締役経営管理本部長、コンプライアンス統括室・法務・品質保証室・東南アジア担当 平成27年5月 常務取締役経営管理本部長兼経営企画部長、法務コンプライアンス統括室・品質保証室・東南アジア担当 平成27年6月 常務取締役、経営管理本部・総務部・経理部・海外事業管掌、法務コンプライアンス統括室担当(現)	21,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	ひら おか まさ ひこ 平 岡 正 彦 (昭和31年2月12日生)	昭和54年4月 当社入社 平成22年6月 取締役営業本部副本部長兼化成品統括部長 同年 6月 ニッピ化成(株) 代表取締役 平成25年6月 取締役営業本部長兼営業開発部長兼営業管理部長、化成品統括部・中国事業担当 平成27年5月 取締役営業本部長兼営業管理部長、樹脂コンパウンド統括部・機能性カラー統括部・中国事業担当 平成27年6月 取締役経営管理本部長、海外事業・品質保証室担当(現)	19,000株
4	いま い のぶ かず 今 井 信 一 (昭和34年2月23日生)	昭和56年4月 当社入社 平成18年7月 経理部長 平成23年6月 取締役経理部長、総務部・システム部担当 平成26年10月 取締役経理部長兼システム部長、総務部担当 平成27年5月 取締役経理部長、総務部・システム部担当(現)	14,000株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査役全員（4名）が本総会終結をもって任期満了となります。そのため、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

各候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	三輪幸一 (昭和30年4月22日生)	昭和56年1月 当社入社 昭和61年2月 Nippon Pigment(U.S.A.)Inc.取締役副社長 平成6年4月 Nippon Pigment(U.S.A.)Inc.取締役社長 平成10年6月 経理部理事 平成18年6月 内部監査室長 平成27年6月 当社監査役(平成28年6月29日退任予定)	182,723株
2	社外取締役候補者 鈴木道弘 (昭和22年8月7日生)	昭和45年4月 株式会社第一銀行入行 平成7年4月 株式会社第一勧業銀行情報開発部長 平成9年4月 同行兜町支店長 平成11年5月 同行丸之内支店長 平成12年6月 株式会社第一勧銀ビジネスサービス 代表取締役副社長 平成18年6月 中央不動産株式会社常勤監査役 平成22年6月 中央不動産株式会社理事 平成23年6月 当社社外監査役 平成27年6月 当社社外取締役(平成28年6月29日退任予定)	なし

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
3	社 外 取 締 役 候 補 者 原 田 尚 知 (昭和28年9月5日生)	昭和53年4月 株式会社第一勧業銀行入行 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 香港副支店長 平成15年3月 同行トランザクションバンキングユニット シニアコーポレートオフィサー 平成16年11月 株式会社みずほ銀行渋谷中央支店付 参事役（出向） 平成18年1月 株式会社シーイーシー事業推進本部長 兼CSR推進室長 平成22年2月 盛田エンタプライズ株式会社総括部長 平成23年3月 同社取締役経営企画室長兼関連会社事業推進 部長 平成27年3月 同社退社 平成27年6月 当社社外監査役（平成28年6月29日退任予 定）	なし



- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三輪幸一氏を監査等委員である取締役候補者に選任した理由は、当社内での豊富な経験ならびに監査役としての経験を活かし、監査等委員である取締役の役割を適切に遂行されることが期待されるものと判断し、候補者といたしました。
3. 鈴木道弘氏ならびに原田尚知氏は、社外取締役候補者であります。
4. 鈴木道弘氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 鈴木道弘氏を社外取締役候補者とした理由は、他社での豊富な経験等を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法定の限度内で締結しております。同氏が社外取締役に選任された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定です。その契約内容の概要は、次のとおりであります。「社外取締役の会社法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、これを超える部分について、当社は社外取締役を当然に免責するものとする。」
  - (3) 同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として指定し、届け出ており、同氏が社外取締役に選任されること条件に、引き続き同氏を独立役員（社外取締役）として指定する予定です。
  - (4) 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって1年となります。
5. 原田尚知氏に関する特記事項は以下の通りであります。
- (1) 原田尚知氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関での豊富な経験ならびに他社での企業経営者として経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 当社は同氏との間で、社外監査役として、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。同氏が社外取締役に選任された場合は、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定です。その契約内容の概要は、次のとおりであります。「社外取締役の会社法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、これを超える部分について、当社は社外取締役を当然に免責するものとする。」
  - (3) 同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外監査役）として指定し、届け出ておりますが、同氏が社外取締役に選任されることを条件に、同氏を独立役員（社外取締役）として届け出る予定です。
  - (4) 同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって1年となります。
  - (5) 同氏は平成28年6月28日開催予定のM i p o x 株式会社第86回定時株主総会において、取締役に選任される予定です。
6. Nippon Pigment(U.S.A.)Inc.は平成9年4月に清算終了しております。

7. 当社の社外役員の独立性判断基準は以下のとおりです。

当社は、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合には、その社外役員は当社からの独立性を有しているものと判断する。

- I. 当社を主要な取引先とする者（注1）又はその業務執行者（注2）
- II. 当社の主要な取引先である者（注3）又はその業務執行者
- III. 当社を主要な株主（注4）とする者の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員その他の業務を執行する役員、支配人その他の使用人、その他これらに準ずる者
- IV. 当社の主要な株主又はその取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員その他の業務を執行する役員、支配人その他の使用人、その他これらに準ずる者
- V. 当社から役員報酬以外に多額（注5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- VI. 最近5年間に於いて上記I. からV. までのいずれかに掲げる者に該当していた者
- VII. 次のいずれかに掲げる者（重要な地位にある者（注6）に限る。）の近親者（注7）

①上記I. からVI. までに掲げる者

②当社の子会社の業務執行者

③当社の子会社の業務執行者ではない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

④最近5年間に於いて、上記VII. ②及び③又は当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合に於いては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

（注1）「当社を主要な取引先とする者」とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。

（注2）「業務執行者」とは、法人その他の団体の①業務執行取締役、執行役、執行役員その他の業務を執行する役員、②業務を執行する社員、業務を執行する社員の職務を行うべき者その他これに相当する者、及び③使用人をいう。

（注3）「当社の主要な取引先である者」とは、当社に対して、①当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを行っている者、又は、②当社の直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を融資している者をいう。

（注4）「主要な株主」とは、直近事業年度において、直接又は間接的に総議決権の10%以上を保有する株主をいう。

（注5）「多額」とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は1,000万円以上、法人、組合等の場合は、当該団体の連結総売上高もしくは総収入の2%以上の額をいう。

（注6）「重要な地位にある者」とは、例えば、業務執行者については役員・部長クラス以上の者を、コンサルタント・会計専門家・法律専門家においては所属公認会計士・所属弁護士等をいう。

（注7）「近親者」とは、二親等内の親族をいう。

### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

その候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
社外取締役候補者 鈴木仁 (昭和29年9月22日生)	平成4年4月 弁護士登録 平成8年4月 鈴木仁法律事務所開設 所長に就任(現) 平成27年12月 当社社外監査役に就任(平成28年6月29日退任予定) <重要な兼職の状況> 鈴木仁法律事務所 所長	なし

(注) 1.候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

- (1) 鈴木仁氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
- (2) 同氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものであります。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の経営を監督していただけるものと判断しております。
- (3) 当社は同氏との間で、社外監査役として、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。同氏が社外取締役に就任された場合は、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。「社外取締役の会社法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、これを超える部分について、当社は社外取締役を当然に免責するものとする。」
- (4) 同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外監査役)として指定し、届け出ておりますが、同氏が社外取締役に就任された場合は、同氏を独立役員(社外取締役)として届け出る予定です。
- (5) 同氏の当社社外監査役の就任期間は、本株主総会の終結の時をもって6ヶ月となります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。当社の取締役の報酬等の額は、昭和62年7月23日開催の第51回株主総会において、年額160百万円以内と決議頂き今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬等の額を定めることとし、その報酬等の額を、これまでの取締役の報酬等の額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、監査等委員以外の取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。現在の取締役は8名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第3号議案が原案どおり可決されますと、4名となります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額40百万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、第4号議案が原案どおり可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

**第8号議案** 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金および弔慰金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は本総会の終結の時を持って監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、本総会の終結の時をもって取締役を退任されます武田聡氏、宮本康弘氏、綾義弘氏、鈴木道弘氏の4名、本総会の終結の時をもって監査役を退任されます植村俊広氏、三輪幸一氏、原田尚知氏、鈴木仁氏の4名、ならびに平成27年12月10日に逝去されました監査役故古内眞也氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社基準に基づき相当の範囲内で退職慰労金および弔慰金を贈呈したいと存じます。その具体的な金額、贈呈の時期、方法等の決定は、取締役については取締役会に、監査役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたく存じます。

また、当社は、役員報酬体系の見直しの一環として平成28年5月13日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、第3号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役加藤龍巳、井手讓司、平岡正彦、今井信一の4氏に対して、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を当社基準に基づき相当の範囲内で打ち切り支給することとし、贈呈の時期は各氏の退任時としたうえで、その具体的な金額、方法等の決定は、取締役会の決議にご一任願いたく存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

なお、退任取締役、退任監査役ならびに打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は次のとおりであります。

〈退任取締役、退任監査役〉

氏 名	略 歴
武 田 聡 <small>たけだ さとし</small>	平成23年 6 月 当社取締役 現在に至る
宮 本 康 弘 <small>みやもと やすひろ</small>	平成25年 6 月 当社取締役 現在に至る
綾 義 弘 <small>あや よしひろ</small>	平成26年 6 月 当社取締役 現在に至る
鈴 木 道 弘 <small>すずき みちひろ</small>	平成27年 6 月 当社取締役 現在に至る
植 村 俊 広 <small>うえむら としひろ</small>	平成26年 6 月 当社常勤監査役 現在に至る
三 輪 幸 一 <small>みやま こういち</small>	平成27年 6 月 当社常勤監査役 現在に至る
原 田 尚 知 <small>はらだ ひさとも</small>	平成27年 6 月 当社監査役 現在に至る
鈴 木 仁 <small>すずき じん</small>	平成27年12月 当社監査役 現在に至る
古 内 眞 也 <small>ふるうち しんや</small>	平成26年 6 月 当社監査役 平成27年12月 逝去

〈打ち切り支給の対象となる取締役〉

氏 名	略 歴
かとう なつみ 加 藤 龍 巳	平成17年6月 当社取締役 平成25年6月 代表取締役社長 現在に至る
いで じょうじ 井 手 讓 司	平成17年6月 当社取締役 平成25年6月 常務取締役 現在に至る
ひらおか まさひこ 平 岡 正 彦	平成22年6月 当社取締役 現在に至る
いまい のぶかず 今 井 信 一	平成23年6月 当社取締役 現在に至る

以 上

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

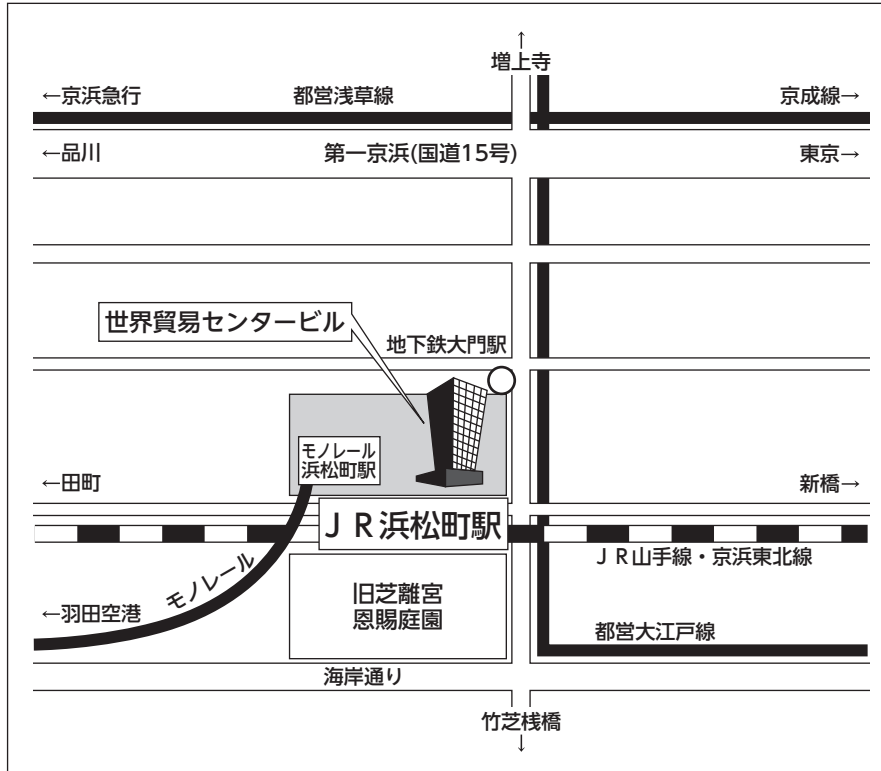
株主総会参考書類

# 株主総会会場ご案内図

## 世界貿易センタービル38階 スカイホール「マリン」

〒105-6103 東京都港区浜松町二丁目4番1号

TEL.03-3435-3777



- JR（山手線・京浜東北線）浜松町駅直結
- 東京モノレール浜松町駅直結
- 都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅直結（B3出口）